PARKERVISION, INC. v. QUALCOMM INC.事件、上訴番号 2026-1033 (CAFC、2026年9月30日)。Prost裁判官、Chen裁判官、Stark裁判官による審理。フロリダ中部地方裁判所(Byron裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

ParkerVision社は、Qualcomm社が'907特許と'940特許を侵害したとして同社を提訴した。'940 特許のクレームは、i) 受信機クレームと ii) 送信機クレームの 2 つのグループに分類されていた。地方裁判所は、両方のクレームグループについてQualcomm社の非侵害の正式事実審理なしの判決(summary judgment)を下したが、ParkerVision社はこれを不服として上訴した。上訴審(appeal)にて、CAFCは原判決を取り消し、差し戻した。差し戻し審(remand)にて、クレーム解釈の後、当事者らはQualcomm社の製品がどちらの特許の受信機クレームも侵害していないことに合意し、地方裁判所は一部のクレームに関して正式事実審理なしの判決(partial summary judgment)を下した。その後、同裁判所は連邦民事訴訟規則第54条(b)に基づき受信機クレームについての最終判決(final judgment)を下し、送信機クレームを本訴訟から分離した上で審理を中断した。ParkerVision社はこれを不服として上訴した。

争点/判決:

規則第54条(b)において、特許中の他のクレームが未解決のままとなっている状態で、その特許のクレームのうち一部のクレームに対してのみ侵害に関する最終判決(final judgment)を下すことが認められるのか。否。却下となった。

審理内容:

まず、CAFCは、この上訴における管轄権の有無を検討した。同裁判所は、地方裁判所の最終判決を不服としての上訴についてのみ管轄権を有すると説明した。同裁判所は規則第54条(b)に言及した。この規則は地方裁判所が一部のクレームに関する最終判決(partial final judgments)を下すことを認めている。特に、規則第54条(b)には、最終判決(final judgment)を下すことを遅延させる正当な理由がないと裁判所が判断した場合に限り、すべてのクレームのうち一部のみが解決されていない状態であっても、一部のクレームに関する最終判決(partial final judgment)を下すことができるとある。しかし、CAFCは、規則第54条(b)では複数の救済「請求」("claim" for relief)を含む訴訟を対象とし、全請求のうち全てではないが一部についての最終判決を下すことを認めている一方で、この「請求(claim)」という用語は単一の訴訟起因(cause of action)を指すものであるとした。同裁判所は、これが知的財産法での「クレーム(claim)」の意味とは異なる重要な区別であるとした。

その結果、CAFCは、一部の特許クレーム(すなわち送信機についてのクレーム)が未解決のまま残っている状態で、他の特許クレーム(すなわち受信機についてのクレーム)の侵害についてのみ、地方裁判所が最終判決(final judgment)を下すことができるのかという点を問題視した。CAFCは、35 U.S.C. § 281に基づき、訴訟起因(cause of action)は個々のクレームではなく、特許全体と同一視されるとした。これは、所有権を含む財産権が、クレームそのものではなく特許全体に結び付くという考え方と類似している。さらにCAFCは、ParkerVision社が第1次修正訴状(first amended complaint)において、'940特許に関しては単一の訴訟起因(cause of action)のみを記載していたことを指摘した。

先例拘束力を持たない(non-precedential)*Donnelly*事件についても言及がなされた。この事件では、CAFCは、「特許の各クレームはそれぞれ別個のものであり、いずれか一つのクレームを侵害することは、それ自体が特許侵害となる。しかし、発明の主題が単一の特許に含まれるほど密接に関連していると同時に、一部のクレームに関する最終判決(partial final judgment)の申し立てを認めることが正当化されるほど十分に切り離されているというような状態は想定しがたい(although each claim of a patent is distinct, and infringement of any one of the claims is still infringement of the patent, it is difficult to imagine a case in which subject matter is sufficiently related to be covered by a single patent, and yet sufficiently distinct as to warrant the grant of a motion for partial final judgment)」と説明している。

最終的に、CAFCは、'940特許の受信機クレームについての侵害は別途の訴訟起因(cause of action)ではないため、規則第54条(b)に基づき一部のクレームに関する最終判決(partial final judgment)を下すことはできないとした。さらに同裁判所は、最終判決(final judgment)が存在しないということを踏まえて、CAFCには管轄権がないと判断した。従って、CAFCはParkerVision社からの上訴を却下した。


© 2026 OLIFF PLC